

議案第2020号
特殊建築物の敷地の位置について
(いわき市)

建築基準法第51条（特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

※ 特定行政庁：建築基準法を執行する機関（建築主事が置かれている自治体の長） 2

建築基準法施行令で定める処理施設

建築基準法第51条に規定する「その他政令で定める処理施設」とは、**廃棄物処理法施行令第5条**に規定する一般廃棄物を処理する『**ごみ処理施設**』及び同施行令**第7条**に規定する『**産業廃棄物処理施設**』を指す。



廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

第8号の2 がれき類の破砕施設で、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

【設置を予定している会社の概要】

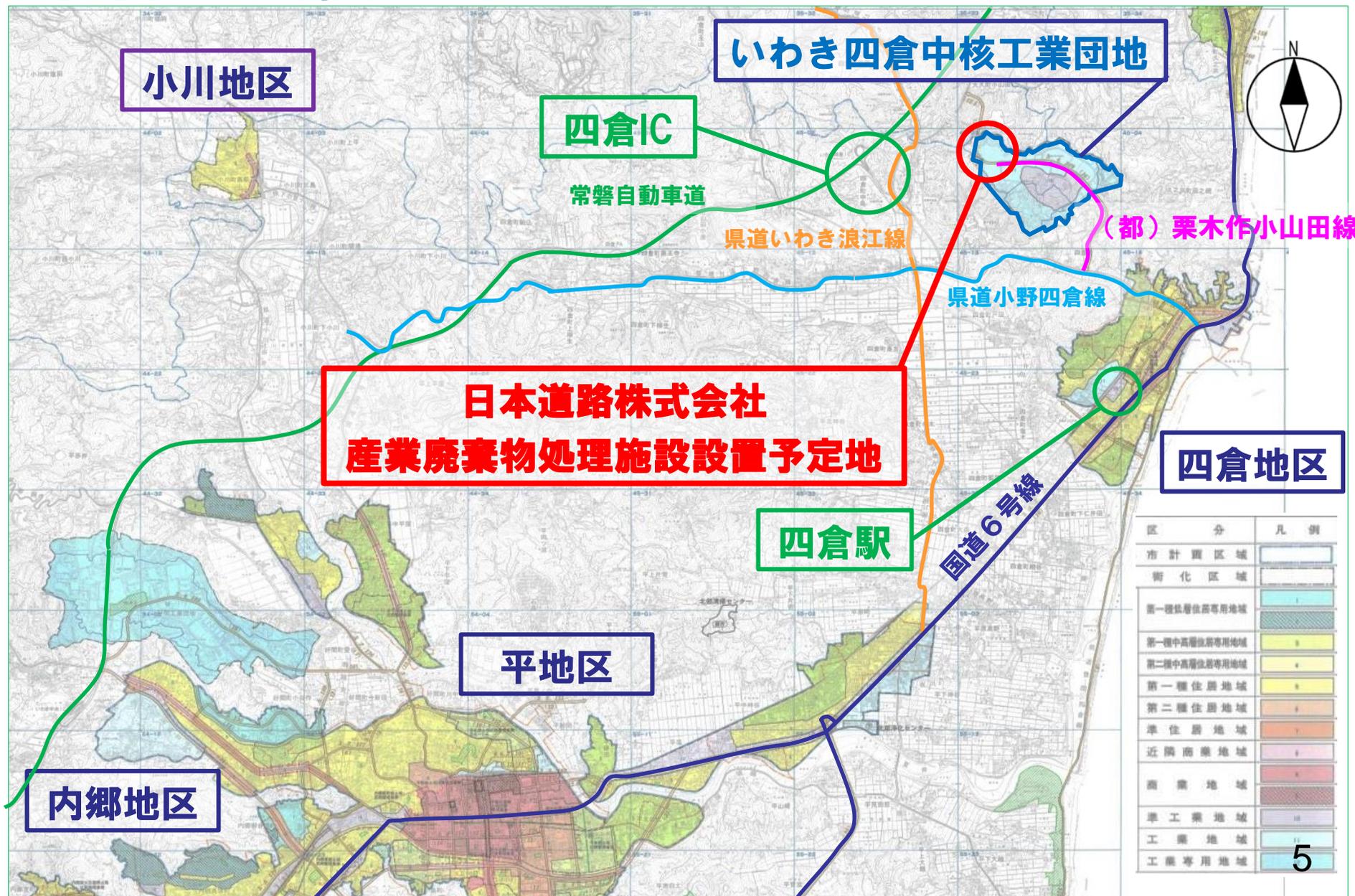
- 商号 日本道路株式会社
- 代表者 代表取締役 久松 博三
- 所在地 東京都港区新橋一丁目6番5号
- 主な事業 再生骨材等を利用したアスファルト合材の製造、再生材の販売

【設置を予定している産業廃棄物処理施設の概要】

- 施設名 (仮称)いわき中央アスコン四倉工場
- 所在地 いわき市四倉町字芳ノ沢1番76
(いわき四倉中核工業団地内)
- 敷地面積 22,701.01 m²
- 延床面積 976.46 m²
- 処理の概要 処理する産業廃棄物の種類
「がれき類」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
破砕処理施設 (処理能力 1,462.4t/日)
施設の稼働時間 AM6:00~PM10:00(最大16時間) 4

建築物の概要

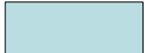
位置図①



位置図②

日本道路株式会社
産業廃棄物処理施設設置予定地
位置：いわき市四倉町字芳ノ沢1番76
敷地面積：22,701.01 m²

【用途地域】

-  : 工業地域
-  : 準工業地域

県道 四倉小野線

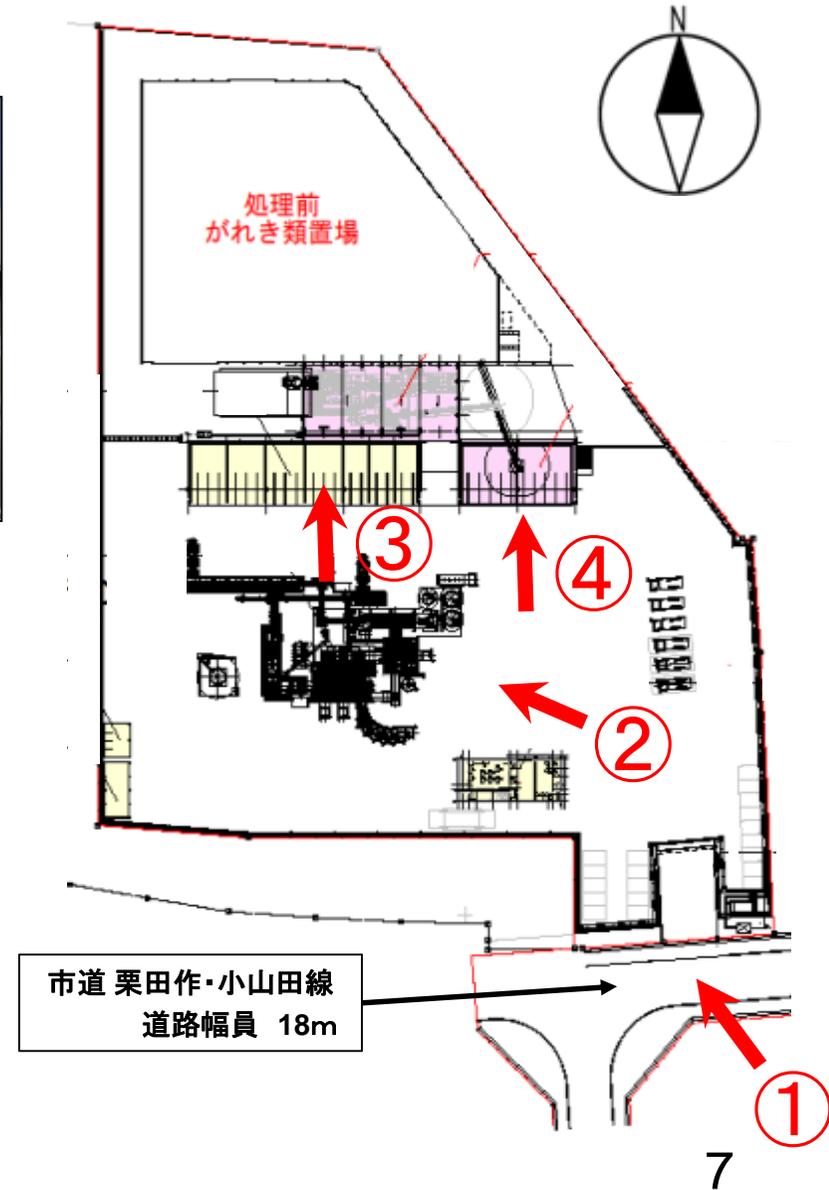
(都) 栗木作小山田線

至 常磐道 四倉IC

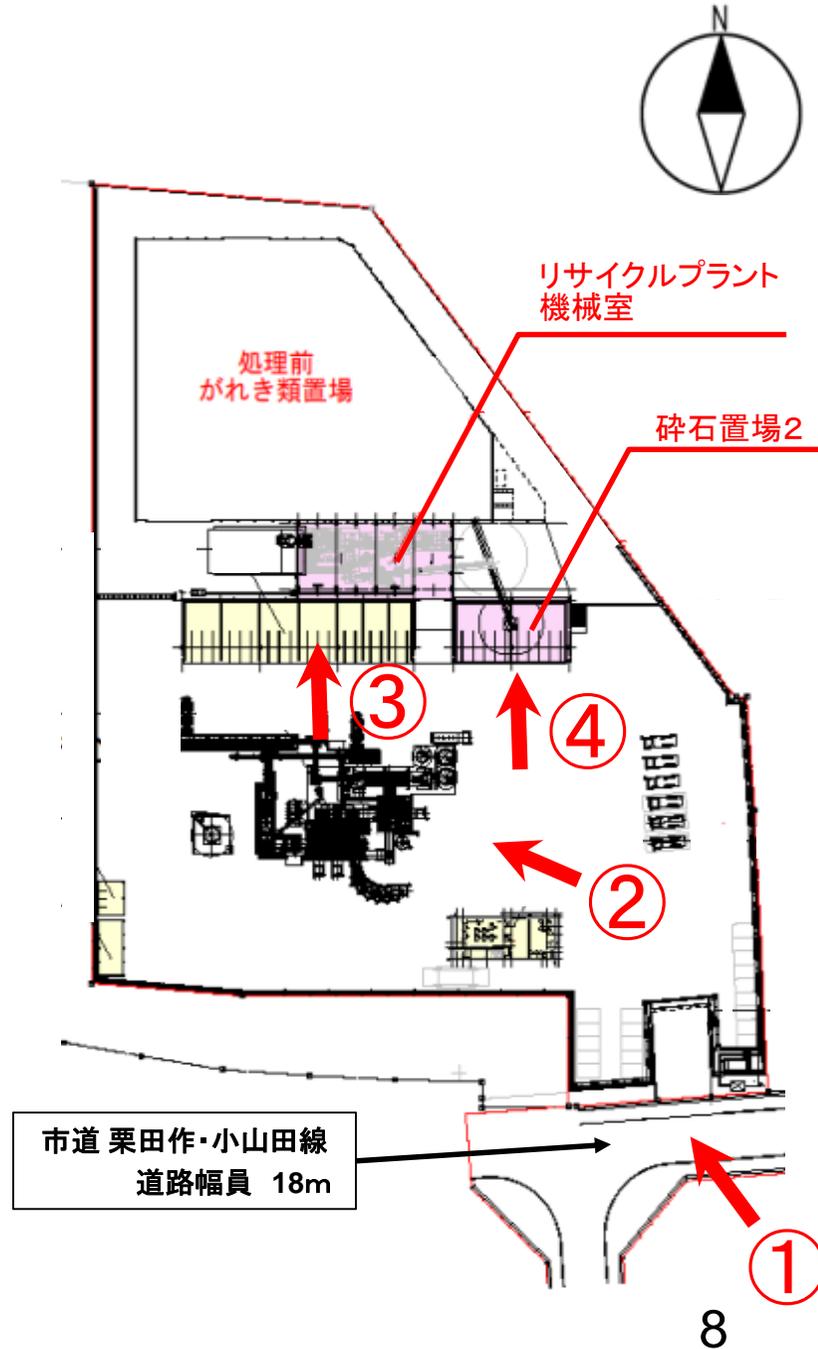
至 国道6号線



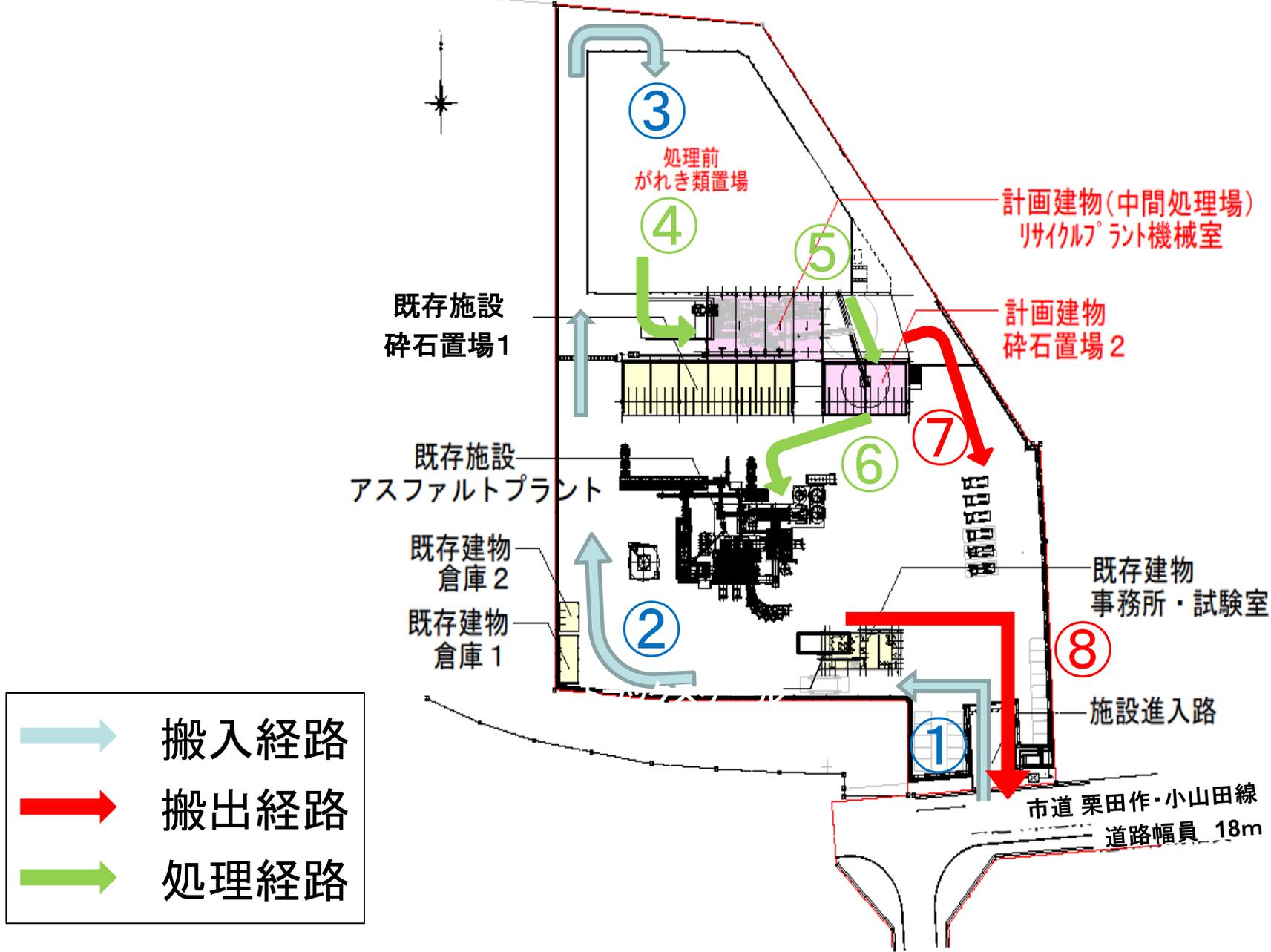
現地の状況



現地の状況



廃棄物の搬入及び製品搬出の流れ



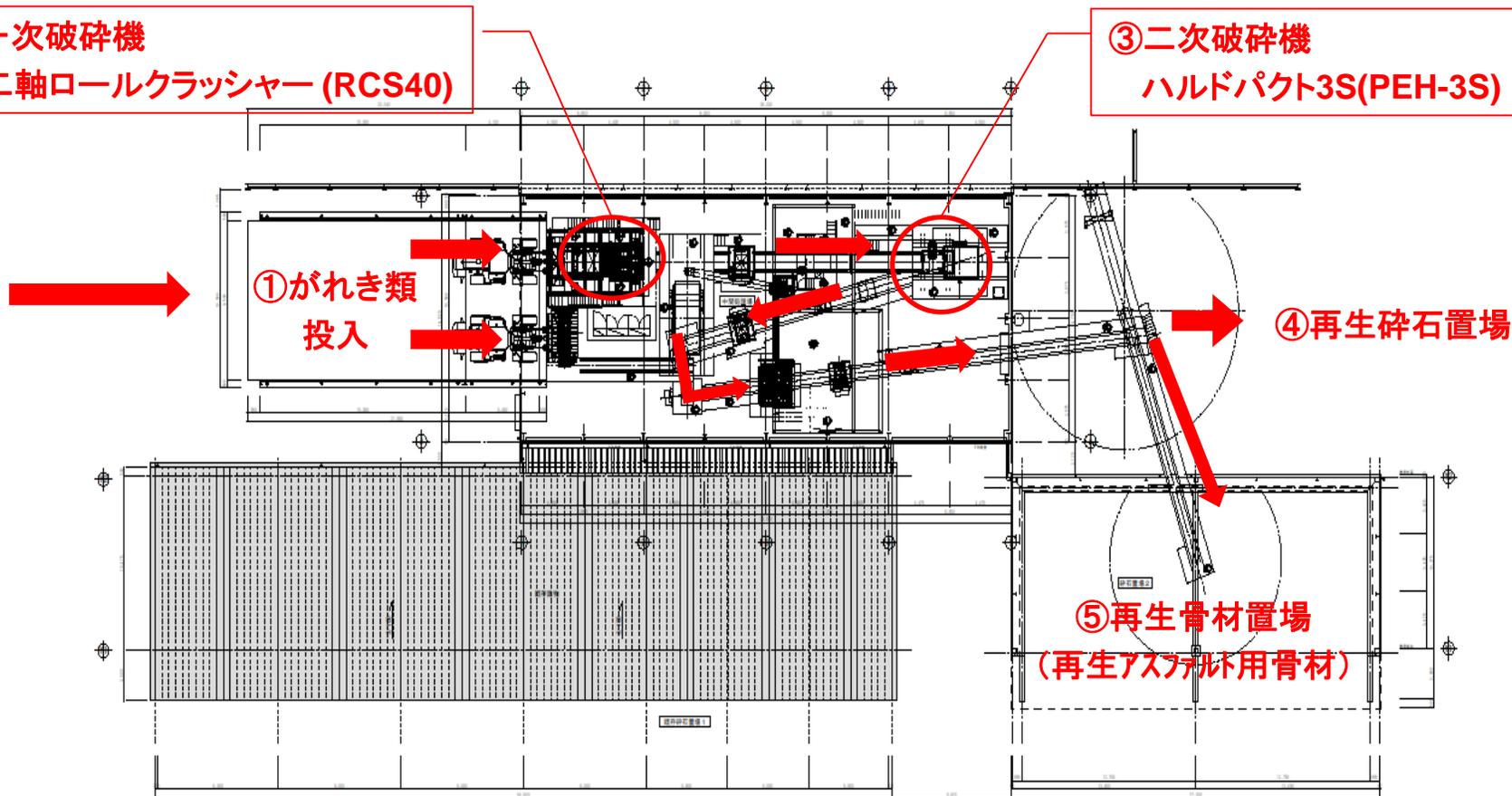
処理施設イメージ

②一次破碎機

二軸ロールクラッシャー (RCS40)

③二次破碎機

ハルドパクト3S (PEH-3S)



本施設における都市計画上の支障の有無

基本方針	整合性
1 いわき市都市計画マスタープランとの整合	<p>いわき市都市計画マスタープランでは、省エネルギーや資源の再利用等により、「循環都市いわき」の形成を目指すこととしている。</p> <p>当該施設は、環境共生次世代型の工業団地形成に寄与するものであり、都市計画マスタープランとの整合が図られている。</p>
2 土地利用計画との整合	<p>都市計画上支障のないと認められる位置(工業地域)であるため、整合が図られている。</p>
3 地区計画との整合	<p>当該建築物は「いわき四倉中核工業団地地区計画」の土地利用の方針で定める、導入する機能(生産機能を主とした一般型工場)に該当し、かつ建築物等の用途の制限に記載する建築物(住宅、共同住宅など)に該当しないことから整合が図られている。</p>
4 都市計画施設及び市街地開発事業との整合	<p>都市計画施設(道路、公園、下水道、教育文化施設など)と主な市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業団地造成事業など)についても、支障となるものは無く整合が図られている。</p>